

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和二年六月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和元年十一月二十九日奈良県指令建第一〇四―九一―号

令和二年五月十五日奈良県指令建第一〇四―九一―一―号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年六月九日建第九六四七号

公共施設に関する工事の検査済証 令和二年六月九日建第五六一二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字大豆越一七五番一、一七六番一及び一七七番一の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市北之庄町四番地七

株式会社アースクリエイト 代表取締役 倉矢勝彦

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字大豆越一七六番一の一部

下水道 桜井市大字大豆越一七六番一の一部

水路 桜井市大字大豆越一七六番一及び一七七番一の各一部